

議案 3 東京都居住支援協議会会則の改正について

東京都居住支援協議会会則（改正案）について

東京都居住支援協議会会則では、東京都居住支援協議会の活動及び会員等の取扱いについて定めています。

令和 6 年 6 月 5 日に公布された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）において、居住支援協議会に関する規定が第 51 条から第 81 条になったことから会則第 2 条を、構成員に社会福祉協議会が明記されたことから会則第 4 条を改正する東京都居住支援協議会会則（改正案）を付議します。

なお、施行の日は、改正法の居住支援協議会の条文（第 81 条）が施行される日（令和 7 年 10 月 1 日）とします。

参考：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（抜粋）

第 81 条 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び社会福祉協議会（社会福祉法第 10 章第 3 節に規定する社会福祉協議会をいう。）その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者により構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下この条及び次条において「支援協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 支援協議会は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供、民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うものとする。

3 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、支援協議会の運営に関し必要な事項は、支援協議会が定める。

※下線は改正箇所